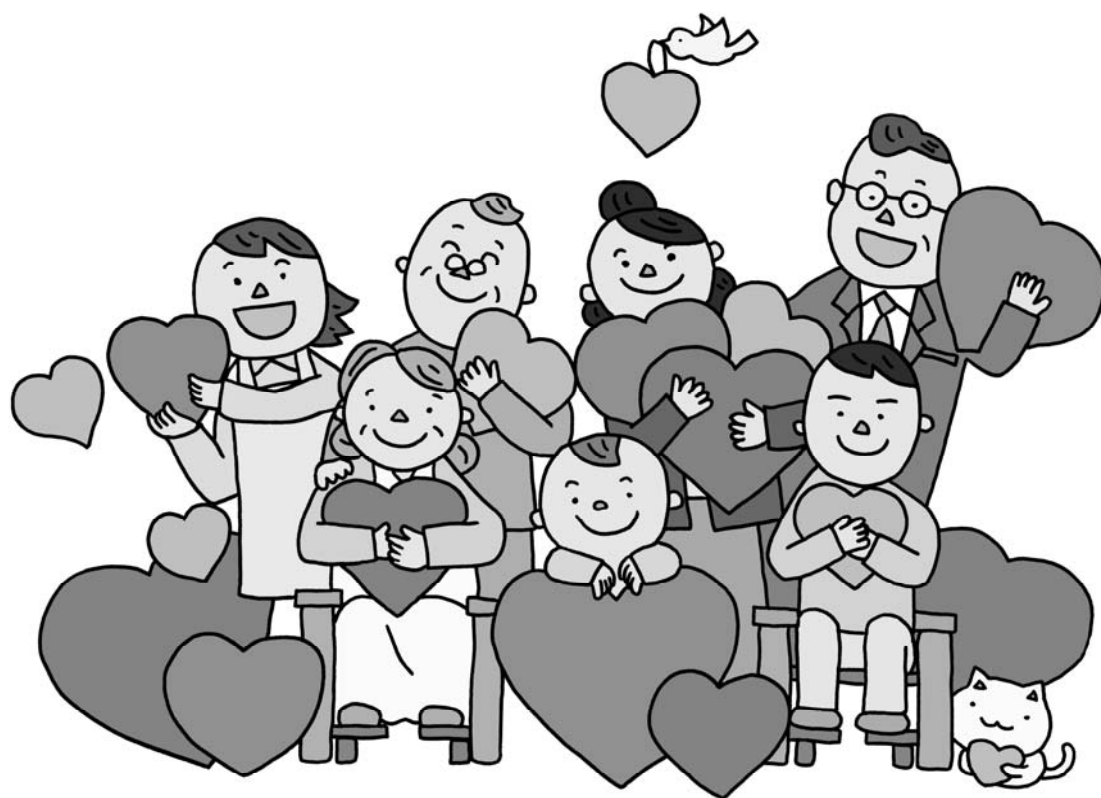


第2期渋川市障害者計画及び 第3期渋川市障害福祉計画

概 要 版



平成24年3月
渋川市

1

総論

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成18年度に「第1期渋川市障害者計画（平成19年度～23年度）」、「第1期渋川市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」を策定し、平成20年度には、計画期間が終了する「第1期渋川市障害福祉計画」の見直しを行い「第2期渋川市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」を策定しました。

この間、国では平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」を施行するとともに、平成25年8月施行を目指す「障害者自立支援法」に代わる「(仮称)障害者総合福祉法」の議論を行っています。

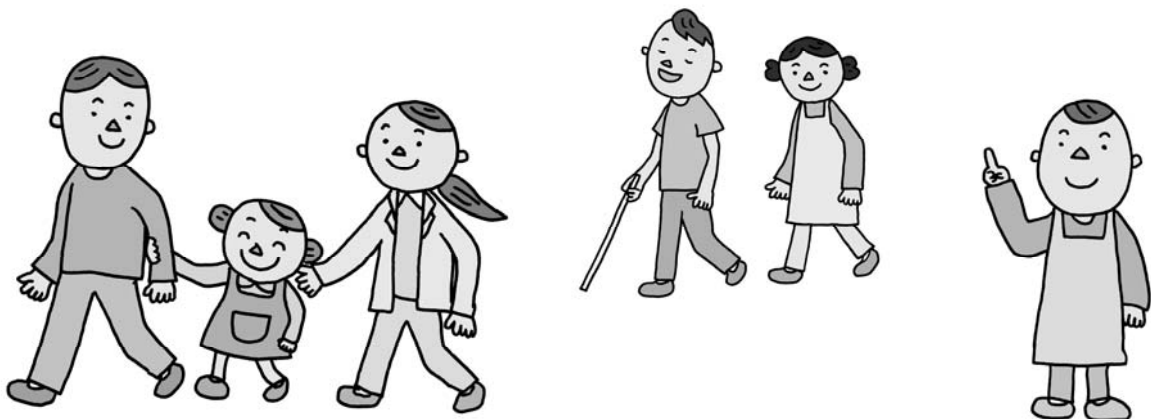
「(仮称)障害者総合福祉法」が制定されるまでの間のつなぎ法として、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」を制定し、早急に対応する事項を定めました。

本市では、この度、両計画の計画期間が終了することと、国の新たな制度改革に対応するため、市の障害者施策の方向性を定める「第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法の第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者自立支援法の第88条で定める「市町村障害福祉計画」を法的根拠とする計画です。

また、策定にあたっては、国の「障害者基本計画」の動向や「重点施策実施5か年計画」を考慮するとともに、「渋川市総合計画基本構想（平成20年度～29年度）」での障害者福祉分野の個別計画と整合性を図り策定します。さらに、同時期に策定される県の「バリアフリーぐんま障害者プラン5」とも整合性を図った上で策定します。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成26年度の3年間とします。ただし、計画期間中においても国の制度改正があった場合には適宜見直しを行うこととします。

(4) 計画のテーマと基本目標

本計画は「ノーマライゼーション*」を基本理念として、「地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち『渋川市』を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」をテーマとして掲げます。

また、全ての人々が疎外されることなく社会の構成員として、共に生き共に支え合う地域社会（インクルージョン*）を目指します。

基本理念

ノーマライゼーション の推進

計画のテーマ

地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち渋川市を、市民みんなの力でつくっていきましょう！

基本目標

- 1 理解とふれあいをめざして
- 2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育をめざして
- 3 働く喜びに満ちた就労機会の拡大をめざして
- 4 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスをめざして
- 5 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして
- 6 人にやさしい快適なまちづくりをめざして

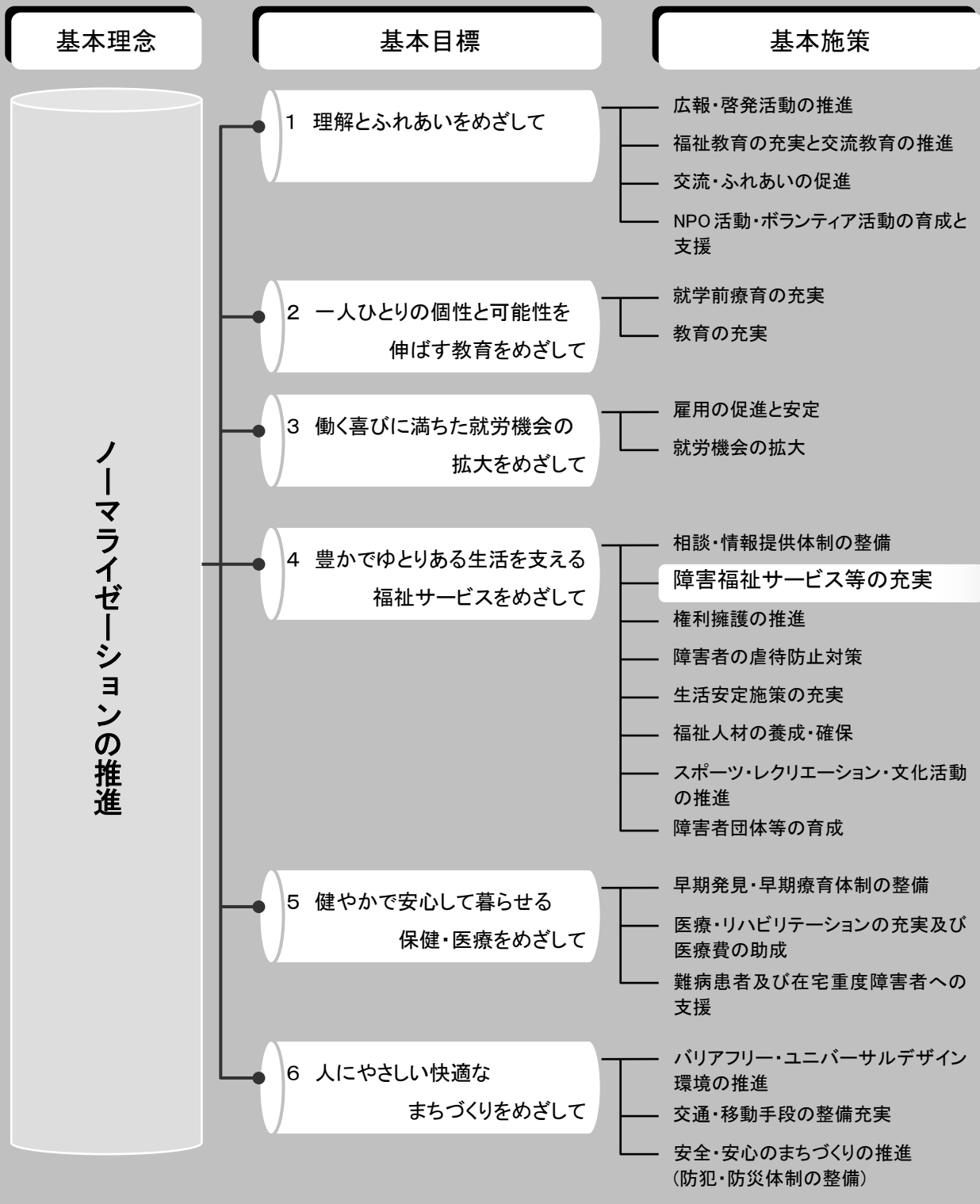
施策展開の基本的視点

- 1 ノーマライゼーションの実現
- 2 障害者の主体性・自立性の尊重と権利擁護
- 3 障害者の社会参加の支援
- 4 地域生活への移行の促進
- 5 渋川地域の多様な障害福祉施策に応じた市民への周知及び活用
- 6 就労支援策の充実による就労機会の拡大
- 7 生活環境すべてにおけるバリアフリー化の推進及びユニバーサルデザインの導入

(5) 施策の体系

障害者計画と障害福祉計画の位置づけ

渋川市障害者計画(障害者基本法による)



渋川市障害福祉計画(障害者自立支援法による)

基本目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 福祉施設から一般就労への移行

障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービス (自立支援給付)

- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス
- 計画相談支援
- 地域相談支援

地域生活支援事業

- 相談支援事業
- コミュニケーション支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター
- その他の事業

■障害者計画と障害福祉計画

障害者計画は、障害者基本法に基づく障害者施策全般にわたる総合計画です。

障害福祉計画は、障害者計画の中の障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとなっています。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方のことです。

インクルージョン

全ての人々が、疎外されることなく地域社会で文化的な生活が送れる社会の実現を目指し、また、全ての人を社会の構成員として包み込み、共に生き共に支え合うことをいいます。

2 障害者計画

(1) 基本目標1 理解とふれあいをめざして

- 広報等で啓発活動を行い「こころのバリアフリー」を実現していくとともに、さらに、精神障害、知的障害や発達障害についても地域社会で理解を得られるよう働きかけます。
- 児童生徒に対し福祉に対する関心を高める啓発や実践活動、体験学習を行うとともに、一層の思いやりの精神を向上させるため、実態に即した福祉教育を行うことや障害のある児童と障害のない児童との交流の機会を増やします。
- 「ほっとプラザ」を障害者に対する理解を深める拠点として、一層の活用を図るとともに、障害者向けのふれあい活動等を実施するにあたっては、地域格差が生じないように推進者の掘り出しを行います。
- NPO・ボランティア団体に情報提供を行うとともに、ボランティア活動を効率的・効果的に推進させるために、活動団体の育成・支援・市民との協働方法を構築する等、条件整備の推進を図ります。

基本施策1

広報・啓発活動の推進

基本施策2

福祉教育の充実と交流教育の推進

基本施策3

交流・ふれあいの促進

基本施策4

NPO活動・ボランティア活動の育成と支援

(2) 基本目標2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育をめざして

- 職員の人材確保を図るため教育関係機関等と連携するとともに、障害のある乳幼児に対して必要な指導訓練等を行い障害児支援の強化に努めます。また、保護者への支援方法の情報提供については、障害者相談支援事業を活用し提供を行います。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行うとともに、発達障害等に対応できる教職員の育成や学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業の充実を図ります。また、乳幼児期から学校卒業後にわたり関係機関が一体となって、保護者に対する相談支援や就学指導体制を整え障害児支援の強化を図ります。

基本施策1

就学前療育の充実

基本施策2

教育の充実

(3) 基本目標3 働く喜びに満ちた就労機会の拡大をめざして

- 障害者を就労に結びつけるとともに、就労後、定着するまでの相談支援を充実させるなど、公共職業安定所や関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。
- 就労の知識及び能力の向上を図るとともに、関係機関と連携し就労機会の拡大のための環境整備の推進を図ります。

基本施策1

雇用の促進と安定

基本施策2

就労機会の拡大

(4) 基本目標4 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスをめざして

- 相談支援事業所で相談や情報提供を行うとともに、渋川広域障害福祉なんでも相談室を基幹相談支援センターとして、総合的な相談業務、成年後見制度利用支援事業、福祉施設からの地域移行支援、移行後の地域定着支援及び障害児相談支援の充実を図ります。
- 新制度に移行する際にサービス利用者が、不安なくサービス利用できるよう環境を整えます。また、障害福祉サービスを充実させることにより、障害者の自立と社会参加を支援します。
- 判断能力が不足している人の権利擁護を行うとともに、支援を必要とする人に充実したサービス提供ができるよう体制を整えます。
- 障害者があらゆる虐待の被害に遭うことがないように、障害者虐待防止センターを設置し、早期に発見する体制を強化するとともに、被害に遭った障害者の保護、さらに、その後のサポート及び障害者の養護者へのサポートを行います。
- 年金・各種手当制度の周知及び住まい等の情報提供を行い地域で安定した社会生活ができるよう努めます。さらに、施設から地域移行する障害者の支援を行います。
- 福祉サービスの担い手の人材養成と確保を積極的に行います。
- 障害者のスポーツ・レクリエーション・文化活動を行うとともに、障害者が各活動に参加するため周囲の支援環境を整えます。
- 障害者団体やボランティア団体の自立性を育成し、障害者の社会参加を促進します。

基本施策1

相談・情報提供体制の整備

基本施策2

障害福祉サービス等の充実

基本施策3

権利擁護の推進

基本施策4

障害者の虐待防止対策

基本施策5

生活安定施策の充実

基本施策6

福祉人材の養成・確保

基本施策7

スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

基本施策8

障害者団体等の育成

(5) 基本目標5 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして

- 障害の早期発見・早期療育を図るとともに、発達障害や精神障害等についても関係機関との連携を一層強め、一貫したサービスが受けられる体制を整えます。
- 医師・保健師・看護師等における相談体制を充実させるとともに、医療費助成を行い障害者及び障害者世帯の負担軽減に努めます。
- 見舞金支給や在宅福祉サービスの周知を図り、難病患者や在宅重度障害者へ支援を行います。

基本施策1

早期発見・早期療育体制の整備

基本施策2

医療・リハビリテーションの充実及び
医療費の助成

基本施策3

難病患者及び在宅重度障害者
への支援

(6) 基本目標6 人にやさしい快適なまちづくりをめざして

- 全ての人々が、生きがいを持って生活することができるユニバーサルデザインの普及とこれに基づくまちづくりを行うとともに、一般住宅のバリアフリー化についても各補助事業等の周知を行います。
- 交通・移動手段に対する助成を行っていくとともに、障害者が安心して外出することができるよう、計画的にまちなかの環境整備の推進を図ります。
- 防犯・防災などの安全対策や消費者被害防止対策の推進を図ります。

基本施策1

バリアフリー・ユニバーサルデザイン
環境の推進

基本施策2

交通・移動手段の整備充実

基本施策3

安全・安心のまちづくりの推進
(防犯・防災体制の整備)



3 障害福祉計画

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行について、国の基本指針では、平成26年度末における地域生活へ移行する人の数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

施設入所者の削減においては、平成17年10月1日時点から平成26年度末までの間に、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

区 分	数 値	備 考
平成17年10月1日時点の福祉施設入所者数 (A)	161人	渋川市で支給決定を受け、障害者施設に入所している人の数
平成26年度末の福祉施設入所者数 (B)	140人	
【目標値】削減見込(A-B) (C)	21人 13.0%	平成26年度末時点での福祉施設入所者の削減見込数
【目標値】地域生活移行者数 (D)	27人 16.8%	平成26年度末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通して、平成26年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

区 分	数 値	備 考
平成17年度の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設から一般就労した人の数
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	5人	平成26年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の数

(3) 障害福祉サービス見込量

区 分		H24 年度末	H25 年度末	H26 年度末
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実利用者数(人/月)	84	96	109
	サービス量(時間/月)	2,491	2,780	3,091
生活介護	実利用者数(人/月)	182	186	196
	サービス量(人日/月)	3,926	4,014	4,234
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数(人/月)	2	3	3
	サービス量(人日/月)	44	66	66
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数(人/月)	8	9	9
	サービス量(人日/月)	176	198	198
就労移行支援	実利用者数(人/月)	14	19	20
	サービス量(人日/月)	308	418	440
就労継続支援 (A型)	実利用者数(人/月)	13	14	15
	サービス量(人日/月)	286	308	330
就労継続支援 (B型)	実利用者数(人/月)	126	144	161
	サービス量(人日/月)	2,268	2,592	2,898
療養介護	実利用者数(人/月)	15	15	16
短期入所 (ショートステイ)	実利用者数(人/月)	14	16	18
	サービス量(人日/月)	81	93	104
児童デイサービス (児童発達支援)	実利用者数(人/月)	17	17	17
	サービス量(人日/月)	290	290	290
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	実利用者数(人/月)	84	91	99
施設入所支援	実利用者数(人/月)	144	141	140
宿泊型自立訓練	実利用者数(人/月)	14	16	17
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	実利用者数(人/月)	11	23	34
	実利用者数(人/年)	136	272	408
地域相談 支援	地域移行支援 実利用者数(人/月)	3	3	4
	地域定着支援 実利用者数(人/月)	1	2	2

(4) 地域生活支援事業見込量

区 分		H24 年度末	H25 年度末	H26 年度末	
障害者相談支援事業	実施見込(か所)	2	2	2	
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2	2	3	
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	100	100	100	
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2	
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	利用件数	1	2	3
	②自立生活支援用具	利用件数	13	14	15
	③在宅療養等支援用具	利用件数	11	12	13
	④情報・意思疎通支援用具	利用件数	15	16	17
	⑤排せつ管理支援用具	利用件数	1,870	1,916	1,962
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	利用件数	7	8	9
移動支援事業	実利用者数	62	72	84	
	延べ利用時間数	4,678	5,439	6,324	
地域活動支援センター	設置か所数	4	4	4	
	利用者数	120	125	130	
地域活動支援センター(他市町村利用)	か所数	5	5	5	
	利用者数	33	35	35	
手話奉仕員養成研修事業	入門過程(人)	20	20	20	
	基礎課程(人)	10	10	10	



「第2期渋川市障害者計画及び第3期障害福祉計画」の詳しい内容、各種の施策・サービス等については、下記までお問い合わせください。

本庁：社会福祉課

(0279) 22-2115



第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画 概要版

平成24年3月

発行：渋川市

編集：保健福祉部社会福祉課

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

電話：(0279) 22-2111(代表)